**一般社団法人ワンウェルフェアの倫理綱領**

2022 年　7 月　23日採択

**前文**

われわれ一般社団法人ワンウェルフェアは、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを認識する。われわれは平和を擁護し、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす法人であり、多様な人々や組織と協働する。

われわれは、社会システムおよび自然的・地理的環境と人々の生活が相互に関連していることに着目する。社会変動が環境破壊および人間疎外をもたらしている状況にあって、この専門職が社会にとって不可欠であることを自覚するとともに、各職種の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務である

ことを認識し、本綱領を制定してこれを遵守する。

**原理**

**Ⅰどのような違いがあってもすべての人間の尊厳をかげがいのないものとして保持する。**

**Ⅱすべての人々が生まれながらにして侵すことのできない人権を有するものと認識する。**

**Ⅲ集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。**

**Ⅳ個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。**

**Ⅴすべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。**

**倫理基準**

1. **クライエントに対する倫理責任**

１. クライエントとの関係は専門的援助関係

２．クライエントの利益を最優先する

３. クライエントをあるがままに受容する。

４．クライエントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。

５.クライエントの自己決定を尊重し、クライエントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、クライエントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライエントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。

６．クライエントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。

７．意思決定が困難なクライエントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。

８．クライエントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。

９. クライエントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライエントに記録を開示する。

10．クライエントに対していかなる差別・虐待もしない。

* 1. クライエントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。
  2. 情報処理技術の利用がクライエントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

1. **組織・職場に対する倫理責任**

１．自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。

２．組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。

３．組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。

４．組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。

５．組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。

６.人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

1. **社会に対する倫理責任**

1．あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。

２．人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。

３．人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

1. **専門職としての倫理責任**

１．最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。

２．クライエント・他の専門職・市民に専門職としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。

３．自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。

４．他の会員等が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。

５. 不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。

６．教育・訓練・管理を行う場合、それらを受ける人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。

７．すべての調査・研究過程で、クライエントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。

８．何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライエントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

この倫理綱領は日本社会福祉士会倫理綱領を引用し、加筆修正して作成したものである。